

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 12

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 三浦法律事務所  
弁護士 寺田昌弘

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアイーストタワー3階

【報告義務発生日】 2026年2月6日

【提出日】 2026年4月3日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	マーチャント・バンカーズ株式会社
証券コード	3121
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東証スタンダード

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	トータルネットワークホールディングスリミテッド (TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED)
住所又は本店所在地	英国領ヴァージン諸島、VG1110、トルトラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイ II、ヴィストラ・コーポレート・サービシズ・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	2008年10月23日
代表者氏名	ロ・キン・チャン (LO Kin Chung)
代表者役職	唯一の取締役 (Sole Director)
事業内容	投資業

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアアイス トタワー3階 三浦法律事務所 弁護士 中村朋暉
電話番号	03-6270-3559

## (2)【保有目的】

資本増強の為。純投資。
-------------

## (3)【重要提案行為等】

該当なし。
-------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	4,474,300		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 4,474,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		0
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		4,474,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2026年2月6日現在)	V	31,806,190
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		14.07
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		15.07

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年1月22日	株券	10,000	0.03	市場内	処分	
2026年1月23日	株券	11,600	0.04	市場内	処分	
2026年1月26日	株券	3,200	0.01	市場内	処分	
2026年1月27日	株券	1,400	0.00	市場内	処分	
2026年1月28日	株券	7,300	0.02	市場内	処分	

2026年1月29日	株券	300	0.00	市場内	処分	
2026年1月30日	株券	8,700	0.03	市場内	処分	
2026年2月2日	株券	3,000	0.01	市場内	処分	
2026年2月5日	株券	19,600	0.06	市場内	処分	
2026年2月6日	株券	46,400	0.15	市場内	処分	

## (6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

## (7) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	313,201
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	313,201

(注) 処分した株式に係る取得資金は、処分前の1株券あたりの取得価格(平均)を算出し、当該価格に処分した株券等の数を乗じた額を差し引いて算定している。

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地